

する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸する住宅として、県営住宅及び共同施設を設置する。

全部改正〔平成九年条例四〇号〕

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 県営住宅 県が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- 二 共同施設 法第二条第九号に規定する施設をいう。
- 三 収入 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する収入をいう。
- 四 県営住宅の借上げ 県営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。
- 五 県営住宅建替事業 県が施行する法第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業をいう。

一部改正〔昭和三七年条例三八号・四三年五一号・四五年二七号・平成九年四〇号〕

(名称、位置等)

第三条 県営住宅の名称、位置、戸数及び規格並びに共同施設の位置、種類及び規模は、知事が定める。

追加〔昭和三九年条例九〇号〕、一部改正〔平成九年条例四〇号〕

第一章の二 整備基準

追加〔平成二四年条例七二号〕

(健全な地域社会の形成)

第三条の二 県営住宅及び共同施設の整備に当たっては、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮するものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(良好な居住環境の確保)

第三条の三 県営住宅及び共同施設の整備に当たっては、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるようにするものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(費用の縮減への配慮)

第三条の四 県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(位置の選定)

第三条の五 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置の選定に当たっては、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮するものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(敷地の安全等)

第三条の六 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(住棟等の基準)

第三条の七 住棟その他の建築物の配置に当たっては、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮するものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(住宅の基準)

第三条の八 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

- 2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。
- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(住戸の基準)

第三条の九 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、規則で定める面積以上とする。

- 2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。
- 3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(住戸内の各部)

第三条の十 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(共用部分)

第三条の十一 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(附帯施設)

第三条の十二 敷地内には、必要な自転車置場、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(児童遊園)

第三条の十三 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(集会所)

第三条の十四 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(広場及び緑地)

第三条の十五 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

(通路)

第三条の十六 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造とし、合理的に配置するものとする。

- 2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設ける

ものとする。

追加〔平成二四年条例七二号〕

第二章 入居

追加〔平成九年条例四〇号〕

(入居者の公募の方法)

第四条 知事は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち二以上の方法によつて行うものとする。

- 一 新聞又は県若しくは市町村の広報紙への掲載
 - 二 ラジオ放送
 - 三 テレビジョン放送
 - 四 インターネットの利用
 - 五 県庁舎その他県の区域内の適当な場所における掲示
- 2 前項の公募に当たっては、県営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、入居の申込みの方法、入居予定者の選定の方法、入居時期その他必要な事項を公表する。

一部改正〔昭和五〇年条例六八号・五二年二九号・五四年五四号・平成九年四〇号・一七年一一二号〕

(公募によらない入居)

第五条 知事は、次の各号に掲げる事由のいずれかに係る者を公募によらないで、県営住宅に入居させることができる。

- 一 災害による住宅の滅失
- 二 不良住宅の撤去
- 三 県営住宅の借上げに係る契約の終了
- 四 県営住宅建替事業による県営住宅の除却
- 五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- 六 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- 七 現に県営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- 八 県営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

一部改正〔昭和三七年条例三八号・四三年五一号・四五年二七号・四六年二七号・四八年一三号・五〇年二八号・五二年二九号・五四年五四号・五五年四七号・五七年四八号・六一年四三号・平成三年一八号・九年四〇号・一九年二二号〕

(入居者の資格)

第六条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- 一 その者（次のイからチまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者を除く。）を除く。）に、現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は一親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。）があること。
 - イ 六十歳以上の者
 - ロ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次の(1)から(3)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める

ものであるもの

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級まで
- (2) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級まで
- (3) 知的障害 (2)に定める精神障害の程度に相当する程度

ハ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの

ニ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ホ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

ヘ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

ト ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

チ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下このチにおいて「配偶者暴力防止法」という。）第一条第二項に規定する被害者（配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、次の(1)又は(2)に該当するもの

- (1) 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第五条（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
- (2) 配偶者暴力防止法第十条第一項（配偶者暴力防止法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

二 その者の収入が、イ、ロ又はハに掲げる場合に依り、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 特に居住の安定を図る必要がある場合として次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合 二十一万四千円

- (1) 入居者又は同居者に障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次の(一)から(三)までの障害の種類に依り、それぞれ(一)から(三)までに定めるものに該当するものがある場合又は前号ハ、ニ、ヘ若しくはトのいずれかに該当する者がある場合
 - (一) 身体障害 前号ロ(1)に定める程度
 - (二) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級
 - (三) 知的障害 (二)に定める精神障害の程度に相当する程度

(2) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ 県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政

援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十一万四千元（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千元

三 県内に住所又は勤務場所を有する者であること。

四 イからへまでのいずれかに該当する者であること。

イ 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

ロ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

ハ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

ニ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

ホ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

へ イからホまでに掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

五 道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）又は法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を滞納していないこと。ただし、知事が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

六 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 知事は、入居の申込みをした者が前項の知事が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が第一項の知事が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

一部改正〔昭和三十七年条例三八号・四三年五一号・四五年二七号・四六年二七号・四八年一三号・五〇年二八号・六八号・五二年二九号・五四年五四号・五五年四七号・五六年四一号・五七年四八号・六一年四三号・平成三年一八号・七年五〇号・九年四〇号・一二年七二号・一三年一号・一四年三五号・一七年六五号・一一二号・一九年二二号・五九号・二四年二五号・七二号・二五年五六号・二六年四一号〕

（入居者の資格の特例）

第七条 前条の規定にかかわらず、法第二十四条第一項、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者（前条第一項第六号に該当しない者を除く。）は、県営住宅に入居することができる者とする。

2 前条第一項第二号ロに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害発生により住宅を失った者でなければならない。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成一七年条例一一二号・二四年七二号・二五年三一号・二七年三八号〕

（入居の申込み）

第八条 前二条に規定する入居の資格のある者で県営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、知事に入居の申込みをしなければならない。

全部改正〔平成一九年条例二二号〕

（入居予定者の選定）

第九条 知事は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき県営住宅の戸数を超える場合には、く

じ引きにより当該県営住宅への入居の予定者（以下「入居予定者」という。）を選定する。

追加〔平成九年条例四〇号〕

（入居補欠者）

第十条 知事は、前条の規定により入居予定者を選定する場合には、入居予定者のほかに順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 知事は、入居予定者が県営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い入居予定者を選定するものとする。

追加〔平成九年条例四〇号〕

（入居予定者の選定の特例）

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、入居させるべき県営住宅の戸数のうち別に定める戸数について前二条の規定の例により入居予定者を選定し、又は前二条の規定による選定に当たり優先的な措置を講ずることができる。

一 第五条第一号から第六号までに掲げる事由のいずれかに係る者

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子又は同条第二項に規定する配偶者のない男子で、現に二十歳未満の児童を扶養している者

三 配偶者又は六十歳以上の一親等の血族若しくは姻族のみと現に同居し、又は同居しようとする六十歳以上の者

四 イからニまでのいずれかに該当する者

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までであるもの

ロ 戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一表ノ三の第一款症であるもの

ハ 精神障害者（知的障害者を除く。）でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級であるもの

ニ 知的障害者でその知的障害の程度がハに規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

五 前号イからニまでのいずれかに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

六 十八歳に達する日以後の最初の三月末日までの間にある者と同居してこれを扶養する者

七 四十歳未満である者及びその配偶者（四十歳未満の者に限る。）

八 前各号に該当する者のほか、知事が特に住宅に困窮していると認める者

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成一〇年条例六三号・一五年六二号・一七年六五号・一一二号・一九年二二号・二四年二五号・二六年四一号〕

（入居させる住宅についての配慮）

第十二条 知事は、県営住宅への入居の承認をする際には、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの県営住宅に入居することができるように配慮するものとする。

全部改正〔昭和五五年条例四七号〕、一部改正〔平成九年条例四〇号・一七年一一二号〕

（入居の承認等）

第十三条 知事は、第八条の入居の申込みをした者（入居予定者とならなかつた者を除く。以下「入居申込者」という。）が、知事が指定する期間内に次の各号に掲げる手続をしたときは、入居が可能となる日（以下「入居可能日」という。）を指定して、入居の承認をするものとする。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情として規則で定めるものがあると認めるときは、当該手続の全部又は一部を要しないものとすることができる。

一 入居申込者と緊急時等に連絡をとることができる者であつて知事が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡先」という。）が連署した請け書その他規則で定める書類を提出すること。

二 第二十一条第一項の規定により敷金を納付すること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、入居申込者から同号の請け書に緊急時等連絡先の連署が得られない旨又は同号の規則で定める書類を提出することができない旨の申出があり、かつ、知事が当該

申出を相当と認めるときは、同号の請け書への緊急時等連絡先の連署又は当該規則で定める書類の提出を要しないものとする。

- 3 知事は、借上げに係る県営住宅について第一項の承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。
- 4 第一項の承認を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、入居可能日から十五日以内（入居権利者の病気その他やむを得ない事由があると認めるときは、知事が指定する期間内）に入居しなければならない。
- 5 入居権利者は、前項の規定により入居したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、入居権利者が第四項の規定に違反して入居しないときは、第一項の承認を取り消すことができる。

一部改正〔昭和五二年条例二九号・五五年四七号・平成九年四〇号・一九年二二号・令和元年二三号〕

（緊急時等連絡先の変更）

第十四条 入居権利者が緊急時等連絡先を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

- 2 入居権利者は、緊急時等連絡先について次に掲げる事実のいずれかが発生した場合は、知事が相当と認める者をもって当該緊急時等連絡先に代えなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 一 住所又は居所の不明
- 二 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判
- 三 死亡

- 3 知事は、入居権利者又は緊急時等連絡先に対し、当該緊急時等連絡先に関する前項各号に掲げる事実の有無を確認するために必要な限度において、報告又は書類の提出を求めることができる。

追加〔昭和五二年条例二九号〕、一部改正〔平成九年条例四〇号・一二年八号・一九年二二号・令和元年二三号〕

（同居の承認等）

第十五条 入居権利者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、知事に同居の承認の申請をしなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同居の承認をすることができる。

一 当該入居権利者が次のいずれにも該当しない場合

- イ 法第三十七条第六項又は第四十条の二第一項の規定による通知を受けているとき。
- ロ 当該申請に係る同居をした場合における収入が第六条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えることとなるとき。
- ハ 第十三条第一項の承認に第十六条の二第一項の規定により有効期間が付されているとき。
- ニ 次条第二項の承認に同条第四項に規定する規則で定める期間が付されているとき。
- ホ 第二十九条の二第一項の規定による認定を受けているとき。
- へ 第三十四条第一項の規定により、収入の額が最近二年間引き続き令第九条第一項に規定する金額を超える旨の認定を受けているとき。
- ト 第四十三条第一項に規定する場合又は同条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

二 当該同居させようとする者が次のいずれかに該当する場合

- イ 当該入居権利者の配偶者
- ロ 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族
- 三 当該同居させようとする者が第六条第一項第四号に該当する場合
- 四 当該入居権利者及び当該同居させようとする者が第六条第一項第五号に該当する場合
- 五 当該同居させようとする者が暴力団員でない場合

- 3 知事は、前項各号のいずれか又はすべてに該当しない場合においても、入居権利者が病気にかか

つていることその他規則で定める事情により当該入居権利者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させる必要があると認めるときは、同項の承認の効力が継続する期間として五年を超えない範囲内において規則で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）を付して同項の承認をすることができる。

- 4 前項の規定により第二項の承認に有効期間が付された入居権利者は、有効期間（次項の規定により当該有効期間を延長したときは、当該延長後の有効期間）が満了する日までに第二項の承認を受けて同居させた者を当該県営住宅から退去させなければならない。
- 5 知事は、有効期間の満了する日において入居権利者にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認めるときは、更に五年を超えない範囲内において規則で定める期間、有効期間を延長することができる。

全部改正〔平成一九年条例二二二〕、一部改正〔平成一九年条例五九号・令和元年二三号〕
（入居権利者の地位の承継の承認等）

第十六条 入居権利者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居権利者と同居していた者が当該入居権利者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に入居権利者の地位の承継の承認の申請をしなければならない。

- 2 知事は、前項の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当するときは、入居権利者の地位の承継の承認をすることができる。

- 一 申請者と緊急時等連絡先が連署した請け書その他規則で定める書類を知事に提出した場合
- 二 当該入居権利者が前条第二項第一号ハからヘまで及びト（第四十三条第四項第二十号に係るものを除く。）のいずれにも該当しなかった場合
- 三 申請者が次のいずれにも該当しない場合
 - イ 前条第二項の承認に同条第三項の規定による有効期間又は同条第五項の規定による延長後の有効期間が付されて同居している者であるとき。
 - ロ 入居権利者と同居していた期間が一年に満たないとき（当該入居権利者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除く。）。
 - ハ 当該申請に係る入居権利者の地位の承継をした場合における収入が第六条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えることとなるとき。

四 申請者が次のいずれかに該当する場合

- イ 当該入居権利者の配偶者
- ロ 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 六十歳以上の者
 - (2) 第十一条第四号に該当する者
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、規則で定める者

五 当該入居権利者が退去した場合においては、その理由が婚姻（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）の解消によるものであるとき。

六 申請者が第六条第一項第五号に該当する場合

七 申請者又は引き続き同居しようとする者が暴力団員でない場合

- 3 第十三条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第十六条第二項第一号」と、「入居申込者」とあるのは「同条第一項の申請をした者」と読み替えるものとする。

- 4 知事は、第二項第一号に該当する者（同項各号のいずれにも該当する者を除く。）が、同項の承認を受けようとする場合において、二十歳未満の者と同居してこれを扶養することその他規則で定める事情により引き続き当該県営住宅に居住する必要があると認めるときは、同項の承認の効力が継続する期間として五年を超えない範囲内において規則で定める期間（次項及び同項において準用する次条第二項から第四項までにおいて「有効期間」という。）を付して第二項の承認をすることができる。

- 5 次条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により第二項の承認に有効期間を付された者について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「入居者」とあるのは「地位承継者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十六条第四項」と、「第十三条第一項」とあるのは「同条第二項」と、「付された入居権利者」とあるのは「付された者」と、「次項」とある

のは「第十六条第五項において準用する第十六条の二第三項」と、「第四項」とあるのは「第十六条第五項において準用する第十六条の二第四項」と、同条第三項中「十年」とあるのは「五年」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十六条第四項」と、「次条第二項」とあるのは「第十七条第二項」と、「いう。第二十九条の二第六項（第三十五条第二項、第四十条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第十六条第五項において準用する第十六条の二第四項」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成一九年条例二二号〕、一部改正〔平成一九年条例五九号・令和元年二三号〕
(期限付入居の承認等)

第十六条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第十三条第一項の承認の効力が継続する期間として十年を超えない範囲内において規則で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）を付して同項の承認をすることができる。

- 一 第十一条第一号、第二号、第六号若しくは第七号に該当する入居申込者又は同条第八号に該当する入居申込者のうち規則で定めるものを同条の規定により定める戸数の全部又は一部の県営住宅に入居させるとき。
 - 二 その大部分が法第四十四条第一項の耐用年限の二分の一から十を減じた年数を経過している県営住宅又はその大部分につき県営住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下している県営住宅に入居させるとき。
 - 三 この項の規定により第十三条第一項の承認に有効期間を付された入居権利者を第五条第七号又は第八号の規定により、他の県営住宅に入居させるとき。
- 2 前項の規定により第十三条第一項の承認に有効期間が付された入居権利者（次項及び第四項において「入居者」という。）は、有効期間（次項の規定により当該有効期間を延長したときは、当該延長後の有効期間。第四項において同じ。）が満了する日までに当該県営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 知事は、有効期間の満了する日において入居者にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認める場合は、更に十年を超えない範囲内において規則で定める期間、有効期間を延長することができる。
- 4 入居者は、第一項の規定により付された有効期間が満了しても県営住宅を明け渡さないときは、当該有効期間が満了した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額（次条第二項の規定の例により算定した額をいう。第二十九条の二第六項（第三十五条第二項、第四十条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項において同じ。）の二倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
- 5 第十九条及び第二十条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する金銭について準用する。

全部改正〔平成一九年条例二二号〕、一部改正〔令和元年条例二三号〕

第三章 家賃、敷金等

追加〔平成九年条例四〇号〕

(家賃額の決定)

第十七条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された入居権利者の収入（同条第三項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第十九条第一号、第三十一条第一項、第三十三条第一項及び第三十四条第一項において同じ。）及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下この項及び第三項並びに第三十三条、第三十六条及び第四十五条第一項において同じ。）以下で、令第二条に規定する方法により、知事が定める。ただし、次条第一項の規定による収入の申告がない場合において、第三十九条第一項の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、入居権利者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して、令第三条に規定する方法により、毎年度、知事が定める。
- 3 知事は、県営住宅の入居権利者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に

規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和三十六年建設省令第十九号）第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項、第三十三条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）が次条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第二条で定めるところにより、第三十九条第一項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第九条に規定する方法により把握した県営住宅の入居権利者の収入（第三十三条第二項及び第三十六条第二項において「知事が把握した入居権利者の収入」という。）及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成一九年条例二二号・二九年三一号〕

（収入の申告等）

第十八条 入居権利者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居権利者に通知するものとする。

3 入居権利者は、前項の認定について、知事に対し、意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見が正当であると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

追加〔平成九年条例四〇号〕

（家賃の減免又は徴収猶予）

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃（第三十三条及び第三十六条の規定による家賃を含む。以下この条、次条、第四十二条、第四十三条及び第五十五条において同じ。）の減額若しくは免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- 一 県営住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という。）の前条第二項の規定により認定された収入が著しく低額であるとき。
- 二 入居者又は同居者の収入が年度の途中で失業等により著しく減少したとき。
- 三 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- 四 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- 五 前各号に規定する場合に準ずる特別の事情があるとき。

全部改正〔昭和五二年条例二九号〕、一部改正〔昭和五四年条例五四号・平成九年四〇号・一九年二二号〕

（家賃の納付）

第二十条 家賃は、第十三条第一項の規定により指定された入居可能日から県営住宅を明け渡した日（同項の承認に第十六条の二第一項の規定により有効期間（同条第三項の規定により当該有効期間を延長したときは、延長後の有効期間）が付されている場合又は第十六条第二項の承認に同条第四項の規定により有効期間（同条第五項において準用する第十六条の二第三項の規定により当該有効期間を延長したときは、延長後の有効期間）が付されている場合にあっては当該有効期間が満了する日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第二十九条の二第二項、第三十五条第一項、第四十条第一項、第四十条の二第二項又は第四十三条第四項の規定により明渡しを請求した場合にあっては当該明渡しの期限の日（第二十九条の二第五項（第三十五条第二項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該明渡しの期限を延長したときは、延長後の明渡しの期限の日）又は明渡しをした日のいずれか早い日、第四十三条第一項の規定により明渡しを請求した場合にあってはその請求の日）までの間、徴収する。

2 家賃は、毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までに、その月分を納付しなければならない。この場合において、知事は、当該家賃を納付する者に家賃の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

3 入居者が新たに県営住宅に入居した場合又は県営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が一月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第三十条第一項に規定する手続を経ないで県営住宅を立退いたときは、第一項の規定にかかわらず、知事が明渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する。

一部改正〔昭和五二年条例二九号・平成九年四〇号・一九年二二号・令和元年二三号〕

(敷金)

第二十一条 知事は、入居権利者から三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。この場合において、知事は、特別の事情があると認めるときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、県は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、県に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

3 第一項に規定する敷金は、入居者が県営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

4 敷金には、利子を付さない。

一部改正〔昭和五二年条例二九号・五四年五四号・平成九年四〇号・令和元年二三号〕

(修繕費用の負担)

第二十二条 県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（知事はその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除く。）は、県の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によつて前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事を選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

一部改正〔平成九年条例四〇号・令和元年二三号〕

(入居者の費用負担義務)

第二十三条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

一 電気、ガス及び水道の料金並びに下水道の使用料

二 汚物及びじんかいの処理に要する費用

三 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用及び維持に要する費用

四 前条第一項において県が負担することとされているもの以外の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

一部改正〔平成九年条例四〇号・一九年二二号・令和元年二三号〕

第四章 禁止行為等

追加〔平成九年条例四〇号〕

(修繕等に支障がある行為の禁止等)

第二十四条 入居者は、法第二十一条の規定により県が行う修繕その他県営住宅及び共同施設の適正な管理の実施に支障がある行為をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止を命じること、当該行為の結果生じている支障を除去すること、その他の必要な指示をすることができる。

全部改正〔平成一九年条例二二号〕

(入居者の保管義務等)

第二十五条 入居者は、当該県営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 入居者は、同居者その他の関係者が前項の行為をし、又はしようとしているときは、当該行為を停止させ、若しくは防止し、又はこれらの者を当該県営住宅若しくは共同施設（これらの敷地を含む。）から退去させなければならない。

4 知事は、入居者が前三項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該義務の履行又は当該行為の停止を命じることその他の必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成九年条例四〇号・一九年二二号〕

(不使用の届出)

第二十六条 入居者が当該県営住宅を引き続き十五日以上使用しないときは、知事の定めるところに

より、届出をしなければならない。

一部改正〔平成九年条例四〇号〕

(転貸等の禁止)

第二十七条 入居権利者は、県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

一部改正〔昭和五二年条例二九号・平成九年四〇号〕

(用途変更の禁止)

第二十八条 入居者は、県営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、当該県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

一部改正〔平成九年条例四〇号〕

(模様替え、増築等の禁止)

第二十九条 入居者は、県営住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を得たときは、この限りでない。

一部改正〔平成九年条例四〇号〕

(住宅に困窮しない者に対する明渡し請求等)

第二十九条の二 知事は、入居者が居住の用に供することが可能な住宅の使用に係る権原を有していることにより県営住宅を退去しても住宅に困窮しないことが明らかであると認められるときは、その旨を認定し、当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による認定を受けた者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

4 第二項の規定による請求を受けた者は、同項の期限（次項の規定により当該期限を延長したときは、当該延長後の期限。第六項において同じ。）が到来したときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

5 知事は、第二項の規定による請求を受けた者から、規則で定めるところにより、理由を付して同項の期限までに当該県営住宅を明け渡すことができない旨の申出があつた場合において、当該申出を相当と認めるときは、二年を超えない範囲内で明渡しの期限を延長することができる。

6 第二項の規定による請求を受けた者で同項の期限が到来しても県営住宅を明け渡さないものは、同項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

7 第十九条及び第二十条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する金銭について準用する。

追加〔平成一九年条例二二号〕

(明渡し前の検査等)

第三十条 入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、十五日前までに知事に届け出て、第五十三条第一項の住宅監理員又は知事の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が第二十九条ただし書の承認を得て当該県営住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築したときは、前項の検査を受けるまでに、自己の費用でこれを原状に復ししなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成一九年条例二二号・令和元年二三号〕

第五章 収入超過者に対する措置等

追加〔平成九年条例四〇号〕

(収入超過者の認定等)

第三十一条 知事は、引き続き三年以上県営住宅に入居している入居権利者の第十八条第二項の規定により認定した収入の額が第六条第一項第二号に規定する金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居権利者に通知するものとする。

2 第十八条第三項の規定は、前項の認定について準用する。

一部改正〔昭和三七年条例三八号・四三年五一号・四五年二七号・四六年二七号・四八年一三号・五〇年二八号・五二年二九号・五四年五四号・五五年四七号・五七年四八号・六一年四三号・平成三年一八号・九年四〇号・二九年三一号〕

(明渡し努力義務)

第三十二条 前条第一項の規定による通知を受けた入居権利者（以下「収入超過者」という。）は、当該県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

追加〔平成九年条例四〇号〕

(収入超過者等の家賃)

第三十三条 収入超過者が当該県営住宅に引き続き入居しているときは、当該県営住宅の毎月の家賃は、第十七条第一項の規定にかかわらず、毎年度、第十八条第二項の規定により認定された当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項に規定する方法により、知事が定める。

- 2 知事は、引き続き三年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が第六条第一項第二号に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、第十七条第三項及び前項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第八条第三項において準用する同条第二項で定めるところにより、知事が把握した入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成二九年条例三一号〕

(高額所得者の認定等)

第三十四条 知事は、引き続き五年以上県営住宅に入居している入居権利者の第十八条第二項の規定により認定した収入の額が最近二年間引き続き令第九条第一項に規定する金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居権利者に通知するものとする。

- 2 前項の入居権利者に配偶者以外の同居者がある場合における同項の収入の額の算出については、令第九条第二項に定めるところによる。
- 3 第十八条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

追加〔昭和四五年条例二七号〕、一部改正〔昭和四九年条例二六号・五〇年二八号・五二年二九号・五七年四八号・六一年四三号・平成三年一八号・九年四〇号〕

(高額所得者に対する明渡し請求等)

第三十五条 知事は、前条第一項の規定による通知を受けた入居権利者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 第二十九条の二第三項から第七項までの規定は、前項の規定により当該県営住宅の明渡しを請求する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十五条第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第二項」とあるのは「第三十五条第一項」と、同条第四項中「次項」とあるのは「同条第二項において準用する第二十九条の二第五項」と、「第六項」とあるのは「第三十五条第二項において準用する第二十九条の二第六項」と、同条第五項中「理由を付して」とあるのは「入居者が病気にかかっていること、入居者が災害により著しい損害を受けたことその他これらに準ずる特別の事情があることにより」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第三十五条第二項において準用する第二十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

追加〔昭和四五年条例二七号〕、一部改正〔昭和五二年条例二九号・平成九年四〇号・一九年二二号〕

(高額所得者等の家賃)

第三十六条 高額所得者が当該県営住宅に引き続き入居しているときは、当該県営住宅の毎月の家賃は、第十七条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 引き続き五年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条第一項に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、当該県営住宅の毎月の家賃は、第十七条第三項、第三十三条第二項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成一九年条例二二号・二九年三一号〕

(住宅のあつせん等)

第三十七条 知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があつた場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあつせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

追加〔昭和四五年条例二七号〕、一部改正〔昭和五七年条例四八号・平成九年四〇号・一年五三号・一六年一九号〕

（期間の通算）

第三十八条 法第二十四条第一項の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者が他の県営住宅に入居した場合における第三十一条、第三十三条第二項、第三十四条及び第三十六条第二項の規定の適用については、その者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

2 第四十一条の規定による申込みをした者が県営住宅建替事業により新たに整備された県営住宅に入居した場合における第三十一条、第三十三条第二項、第三十四条及び第三十六条第二項の規定の適用については、その者が当該県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された県営住宅に入居している期間に通算する。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成二九年条例三一号〕

（収入状況の報告の請求等）

第三十九条 知事は、第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三十三条の規定による家賃の決定、第十九条（第十六条の二第五項（第十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第七項（第三十五条第二項、次条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第二十一条第一項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第三十五条第一項の規定による明渡しの請求、第三十七条の規定によるあつせん等、第四十一条の規定による県営住宅への入居の措置、第四十九条第五項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予又は第五十条第一項後段の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記載させることを求めることができる。

2 知事は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。

3 知事又は当該職員は、前二項の規定により職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

一部改正〔昭和四五年条例二七号・平成九年四〇号・一九年二二号・二九年三一号・令和元年二三号〕

（建替事業による明渡し請求等）

第四十条 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第三十八条第一項の規定に基づき、除却しようとする県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

2 第二十九条の二第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により当該県営住宅の明渡しを請求する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十条第一項」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第四項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十条第一項」と、同条第四項中「期限（次項の規定により当該期限を延長したときは、当該延長後の期限。第六項において同じ。）」とあるのは「期限」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第四十条第二項において準用する第二十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

追加〔昭和四五年条例二七号〕、一部改正〔平成九年条例四〇号・一九年二二号〕

（県営住宅の処分による明渡し請求等）

第四十条の二 知事は、次の各号に掲げる場合において、当該県営住宅を除却することとしたときは、当該除却する県営住宅の入居者に対して、その旨を通知しなければならない。

一 県営住宅が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不相当であると認める場合において、法第四十四条第三項の承認を得て当該県営住宅の用途を廃止するとき。

二 県営住宅がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合において、法第

四十四条第三項の規定により当該県営住宅の用途を廃止するとき。

- 2 知事は、前項の規定による通知を受けた入居者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする。
- 3 第二十九条の二第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により当該県営住宅の明渡しを請求する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十条の二第二項」と、「六月」とあるのは「六月（当該入居者を他の県営住宅に入居させる場合は、三月）」と、同条第四項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十条の二第二項」と、同条第四項中「期限（次項の規定により当該期限を延長したときは、当該延長後の期限。第六項において同じ。）」とあるのは「期限」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第四十条の二第三項において準用する第二十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

追加〔平成一九年条例二二号〕

（建替事業により新たに整備される県営住宅への入居）

第四十一条 第四十条第一項の規定による請求を受けた者が、法第四十条第一項の規定により、当該建替事業により新たに整備される県営住宅に入居を希望するときは、知事の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

追加〔昭和四五年条例二七号〕、一部改正〔平成九年条例四〇号・一九年二二号〕

（建替事業等に係る家賃の特例）

第四十二条 知事は、法第四十条第一項の規定により県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合又は法第四十四条第三項の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十七条第一項若しくは第三項、第三十三条又は第三十六条の規定にかかわらず、令第十二条に規定する方法により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成一九年条例二二号・二九年三一号〕

（不正入居者等に対する明渡し請求等）

第四十三条 知事は、入居者が偽りその他不正の行為により、第十三条第一項の承認を受けて入居したとき又は第十六条第二項の承認を受けて入居権利者の地位を承継したときは、当該入居者に対し、県営住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の規定により県営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 第一項の請求を受けた者は、入居した日又は入居権利者の地位を承継した日から当該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。この場合においては、第二十条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、期限を定めて、県営住宅の明渡しを請求することができる。
 - 一 入居者が第十三条第五項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 二 入居者が第十四条第二項の規定に違反して緊急時等連絡先を代えないとき、又は入居権利者若しくは緊急時等連絡先が同条第三項の規定による報告若しくは書類の提出を求められて、報告若しくは書類の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは書類の提出をしたとき。
 - 三 入居者が第十五条第二項の承認を得ず、又は偽りその他不正の行為により同項の承認を得て、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
 - 四 入居者が第十五条第四項の規定に違反したとき。
 - 五 入居者が第十八条第一項の規定に違反して、申告をせず、又は虚偽の申告をしたとき。
 - 六 入居者が偽りその他不正の行為により第十九条の家賃の減免又は徴収の猶予を受けたとき。
 - 七 入居者が第二十条第二項の規定に違反して、家賃を三月以上滞納したとき。
 - 八 入居者が偽りその他不正の行為により第二十一条第一項後段の敷金の減免又は徴収の猶予を受けたとき。

- 九 入居者が第二十二條第二項の規定に違反したとき。
- 十 入居者が第二十三條の規定に違反して、負担すべき費用の負担をしないとき。
- 十一 入居者が第二十四條第二項の規定による指示に従わないとき。
- 十二 入居者が次に掲げる違反に該当し、かつ、第二十五條第四項の規定による指示に従わないとき。
- イ 第二十五條第一項に規定する義務を怠る事実として規則で定めるものに該当するとき。
- ロ 第二十五條第二項の規定に違反する行為として規則で定めるものを行ったとき。
- ハ 第二十五條第三項に規定する義務を怠つたとき。
- 十三 入居者が次に掲げる場合に該当するとき。
- イ 正当な理由なく第二十六條の規定による届出をしないで当該県営住宅を引き続き十五日以上使用しないとき。
- ロ 第二十六條の規定による届出をした場合において、当該県営住宅を引き続き使用しないことについて、正当な理由がないとき。
- 十四 入居者が第二十七條の規定に違反したとき。
- 十五 入居者が第二十八條の規定に違反したとき。
- 十六 入居者が第二十九條の規定に違反したとき。
- 十七 入居者が第三十九條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十八 入居者が第五十四條第一項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告若しくは書類の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは書類の提出をしたとき、又は同項の規定による指示に従わないとき。
- 十九 入居者が次に掲げる場合に該当するとき。
- イ 第五十四條第二項後段の規定に違反して、立入りを拒み、又は当該立入りを妨げ若しくは忌避したとき。
- ロ 第五十四條第三項の規定による立入りを拒み、又は当該立入りを妨げ若しくは忌避したとき。
- 二十 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 二十一 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 5 第二十九條の二第四項から第七項までの規定は、前項の規定により当該県営住宅の明渡しを請求する場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條第四項」と、同条第四項中「次項」とあるのは「同条第五項において準用する第二十九條の二第五項」と、「第六項」とあるのは「第四十三條第五項において準用する第二十九條の二第六項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第四十三條第四項第一号から第十九号までの規定に該当することにより同項」と、「理由を付して同項の期限までに当該県営住宅を明け渡すことができない旨」とあるのは「これらの規定に該当する事実の是正を誓約し、かつ、引き続き当該県営住宅に居住することを希望する旨」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第四十三條第五項において準用する第二十九條の二第六項」と読み替えるものとする。
- 6 知事は、第四項第二十一号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。
- 7 知事は、県営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該県営住宅の賃貸人に代わつて、入居者に借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十四條第一項の通知をするものとする。

一部改正〔平成九年条例四〇号・一九九二年二二二号・五九号・令和元年二三号〕

第六章 社会福祉事業等に係る使用

追加〔平成九年条例四〇号〕

（社会福祉法人等に対する使用許可）

第四十四条 知事は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第四十五條第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）第二條各号に掲げる者（以下「社会福祉法人等」という。）が県営住宅を使用して同令第一條各号に掲げる事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、社会福祉法人等に対し、県営住宅の使用を許可することができる。

2 知事は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔平成一二年条例五八号〕

(社会福祉事業等に係る使用料)

第四十五条 前条第一項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を毎月末日までに支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において県営住宅を現に使用する者から家賃に相当するものとして徴収する金銭の額の合計は、前項に規定する額を超えてはならない。

追加〔平成九年条例四〇号〕

(報告の請求)

第四十六条 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、県営住宅を使用している社会福祉法人等に対し、当該県営住宅の使用状況について報告を求めることができる。

追加〔平成九年条例四〇号〕

(使用許可の取消し)

第四十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 社会福祉法人等が第四十四条第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 その他県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

追加〔平成九年条例四〇号〕

第七章 駐車場の管理

追加〔平成九年条例四〇号〕

(駐車場の使用の承認)

第四十八条 共同施設として設置された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする入居権利者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、併せて当該駐車場の使用開始日を通知するものとする。

追加〔平成九年条例四〇号〕

(駐車場の使用料)

第四十九条 駐車場の使用料の額は、近傍同種の駐車場の料金を勘案して、規則で定める。

2 駐車場の使用料は、前条第二項の規定により通知した使用開始日から駐車場を明け渡した日（第五十一条第一項の規定により明渡しを請求した場合は、その請求の日）までの間、徴収する。

3 駐車場の使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までに、その月分を納付しなければならない。この場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。

4 前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第五十二条において準用する第三十条第一項に規定する手続を経ないで駐車場を使用しなくなつたときは、第二項の規定にかかわらず、知事が明け渡しの日を認定し、その日まで使用料を徴収する。

5 知事は、特別の事情があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

追加〔平成九年条例四〇号〕

(保証金)

第五十条 知事は、使用者から三月分の駐車場の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収するものとする。この場合において、知事は、特別の事情があると認めるときは、当該保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 第二十一条第二項から第四項までの規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第二項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条第一項」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と、同条第四項中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。

追加〔平成九年条例四〇号〕、一部改正〔令和元年条例二三号〕

(駐車場の明渡し請求)

第五十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- 一 使用者が不正の行為によつて第四十八条第一項の承認を受けたとき。
 - 二 使用者が駐車場の使用料を三月以上滞納したとき。
 - 三 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀(き)損したとき。
 - 四 使用者が正当な事由によらないで十五日以上駐車場を使用しないとき。
 - 五 その他県営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。
- 3 第一項第一号から第四号までの規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの間、毎月、当該駐車場の使用料の額の二倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
- 4 知事は、第一項第五号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該使用者にその旨を通知するものとする。

追加〔平成九年条例四〇号〕

(準用)

第五十二条 第二十六条、第二十七条、第二十八条本文、第二十九条本文及び第三十条第一項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第二十六条中「入居者」とあるのは「使用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と、第二十七条中「入居権利者」とあるのは「使用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居の」とあるのは「使用の」と、第二十八条本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第二十九条本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と、第三十条第一項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

追加〔平成九年条例四〇号〕

第八章 雑則

追加〔平成九年条例四〇号〕

(住宅監理員及び住宅管理人)

第五十三条 住宅監理員は、知事がその職員のうちから任命する。

- 2 住宅監理員は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 知事は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。
- 4 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて修繕すべき箇所の報告等及び入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成九年条例四〇号〕

(検査、報告等)

第五十四条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員又は知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して当該県営住宅の管理に関する報告若しくは書類の提出を求めさせ、若しくは必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。この場合において、入居者は、正当な理由があると認める場合を除き、立ち入りを拒むことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認めるときは、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、住宅監理員又は知事の指定した者を当該県営住宅に立ち入らせることができる。この場合において、入居者が不在であつたときは、立ち入り後にその旨を入居者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定により検査に当る者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成九年条例四〇号・一九年二二号〕

(承認等に関する意見聴取)

第五十四条の二 知事は、次に掲げる場合は、県営住宅に入居しようとする者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者に関し、暴力団員に該当する事実の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

一 第十三条第一項の承認をしようとする場合（第六十条の適用を受ける場合を含む。）

二 第十五条第二項若しくは第十六条第二項の承認又は第四十三条第四項の規定による請求をしようとする場合（第六十条の適用を受ける場合を含む。）において、知事が必要と認めるとき。

追加〔平成一九年条例五九号〕、一部改正〔平成一九年条例五九号〕

(知事への意見)

第五十四条の三 警察本部長は、前条の規定により意見を求められた場合のほか、その保有する情報により入居者又は同居者が暴力団員であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

追加〔平成一九年条例五九号〕

(指定管理者による管理)

第五十五条 知事は、県営住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務のうち次に掲げる業務を行わせることができる。

一 入居者の募集に関すること。

二 入居及び駐車場の使用の申込みの受付に関すること。

三 家賃等の徴収に関すること。

四 県営住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関すること。

五 県営住宅及び共同施設に係る居住環境の整備に関すること。

六 その他知事が特に必要と認める業務

追加〔昭和四八年条例五七号〕、一部改正〔昭和五四年条例五四号・平成九年四〇号・一年二六号・一七年六五号〕

(指定管理者の指定の手續)

第五十六条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な県営住宅の利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県営住宅及び共同施設の管理を行うことができること。

三 県営住宅の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理を行うことができること。

四 前条各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

追加〔平成一七年条例六五号〕

(指定管理者の公表等)

第五十七条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七年条例六五号〕

(管理の基準等)

第五十八条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 二 県営住宅の施設及び共同施設の維持管理を適切に行うこと。
- 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理の適正を期するため必要な事項
追加〔平成一七年条例六五号〕

(指定の取消し等)

第五十九条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
 - 二 第五十六条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。
- 3 第五十七条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一七年条例六五号〕

(管理の特例)

第六十条 法第四十七条第一項の規定により市町村又は埼玉県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第四条第一項、第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十一条（各号列記以外の部分に限る。）、第十二条から第十四条まで、第十五条（第四項を除く。）、第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二第一項及び第三項、第二十条第四項、第二十二條第二項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十五条第四項、第二十八条、第二十九条、第二十九条の二第一項、第二項及び第五項、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十七条、第三十九条、第四十三条第一項、第四項、第六項及び第七項、第五十三条第一項、第三項及び第五項並びに第五十四条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長」と、第二十条第四項中「その日」とあるのは「知事その日」と、第三十九条第一項中「第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三十三条の規定による家賃の決定、第十九条（第十六条の二第五項（第十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第七項（第三十五条第二項、第四十条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第二十一条第一項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第三十五条第一項の規定による明渡しの請求、第三十七条の規定によるあつせん等、第四十一条の規定による県営住宅への入居の措置、第四十九条第五項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予又は第五十条第一項後段の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予」とあるのは「第三十五条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十七条の規定によるあつせん等」とする。

追加〔平成一七年条例一一二号〕、一部改正〔平成一九年条例二二号・二九年三一号・令和元年二三号〕

(罰則)

第六十一条 知事は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃又は駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔昭和五二年条例二九号・平成九年四〇号・一二年五号・一七年六五号・一一二号〕

(施行規則の制定)

第六十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成九年条例四〇号・一七年六五号・一一二号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和三十五年一月一日から施行する。
- 2 埼玉県営住宅管理条例（昭和二十七年埼玉県条例第三十七号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例の適用について県営住宅とみなされた住宅でこの条例の施行の際現に県が管理するものは、この条例の適用についても、県営住宅とみなす。

一部改正〔平成九年条例四〇号〕

- 4 当分の間、令附則第七項各号に掲げる地域内の県営住宅に係る第六条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

全部改正〔平成九年条例四〇号〕

附 則（昭和三十五年四月一日条例第三十号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行（中略）する。

附 則（昭和三十七年三月二十九日条例第九号）

- 1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 埼玉県営住宅の家賃に関する条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十号）は、廃止する。

附 則（昭和三十七年十月九日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年六月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年九月二十九日条例第九十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年十二月二十四日条例第五十一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十二月一日から適用する。ただし、第二十二條第三項の改正規定、第二十四條第二項第一号及び第二号の改正規定並びに附則第七項の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月三十日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月十五日条例第二十七号）

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に県営住宅の入居の公募が開始され、かつ、この条例の施行後に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る埼玉県県営住宅条例第五条第一項第二号に規定する収入の基準については、この条例による改正後の埼玉県県営住宅条例第五条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四十八年三月三十一日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年一月一日から適用する。ただし、第二十二條第三項の改正規定、第二十四條第二項第一号及び第二号の改正規定並びに附則第七項の改正規定は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年十月十一日条例第五十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十八日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。

附 則（昭和五十年三月十二日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。ただし、第七条の改正規定、第二十二條第三項の改正規定、第二十二條の二第一項の改正規定、第二十四條第二項第一号及び第二号の改正規定、附則第七項の改正規定並びに附則第八項の改正規定は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年十月十五日条例第六十八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県県営住宅条例第八条の規定により入居補欠者として決定された者に係る補欠者と

しての有効期間及び入居の決定については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年三月三十日条例第二十九号）

- 1 この条例中第四条第六号及び第七号の改正規定、第五条第一項第二号の改正規定並びに附則第五項及び第六項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は昭和五十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県県営住宅条例第四条第六号及び第七号、第五条第一項第二号並びに附則第五項及び第六項の規定は、昭和五十二年一月二十八日から適用する。

附 則（昭和五十四年十二月二十五日条例第五十四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定、第二十四條の改正規定及び附則第七項の改正規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第六号及び第七号、第五条第一項第二号並びに附則第五項及び第六項の規定は、昭和五十四年十一月二十四日から適用する。

（経過措置）

- 3 昭和五十四年十一月二十四日（以下「適用日」という。）前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、適用日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の条例第五条第一項第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の埼玉県県営住宅条例第四条に規定する事由がある場合において、適用日前に県営住宅の入居の申告がされ、かつ、適用日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申告をした者に係る改正後の条例第五条第一項第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則（昭和五十五年十月十七日条例第四十七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條第一項の改正規定は、昭和五十六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第五条第一項の規定は、昭和五十五年十月一日から適用する。

附 則（昭和五十六年十月十三日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月二十七日条例第八号）

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年七月十二日条例第四十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 昭和五十七年八月一日（以下「施行日」という。）前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の埼玉県県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の埼玉県県営住宅条例第四条に規定する事由がある場合において、施行日前に県営住宅の入居の申告がされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申告をした者に係る改正後の条例第五条第一項第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則（昭和六十一年七月二十二日条例第四十三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第四条第九号、第十条及び第二十四條第一項を除く。）は、昭和六十一年七月一日から適用する。
- 2 昭和六十一年七月一日（以下「適用日」という。）前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、適用日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の条例第五条第一項第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の埼玉県県営住宅条例第四条に規定する事由がある場合において、適用日前に県営住宅の入居の申告がされ、かつ、適用日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申告をした者に係る改正後の条例第五条第一項第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則（昭和六十三年六月二十八日条例第三十二号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則（平成三年三月十五日条例第十八号）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の埼玉県県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の埼玉県県営住宅条例第四条に規定する事由がある場合において、施行日前に県営住宅の入居の申告がされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申告をした者に係る改正後の条例第五条第一項第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則（平成五年三月三十日条例第二十一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成七年七月十七日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日条例第四十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された県営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の埼玉県県営住宅条例（以下「新条例」という。）第五条第八号、第六条、第七条、第十七条から第二十一条まで及び第三十一条から第四十三条までの規定は適用せず、この条例による改正前の埼玉県県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第四条第六号、第七号及び第九号、第五条、第十条から第十四条まで、第二十二条から第二十五条の三まで並びに第二十七条並びに附則第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧条例第七条第一項の規定による登録をされた者については、平成九年十二月三十一日までの間は、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 新条例第十七条第一項、第三十三条又は第三十六条第一項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第二項の県営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 5 平成十年四月一日において現に附則第二項の県営住宅に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第十七条第一項本文又は第十九条の規定による家賃の額が旧条例第十条から第十二条までの規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第十七条第一項本文又は第十九条の規定による家賃の額から旧条例第十条から第十二条までの規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第十条から第十二条までの規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第十九条、第三十三条又は第三十六条第一項の規定による家賃の額が旧条例第十条から第十二条までの規定による家賃の額に旧条例第二十四条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第十九条、第三十三条又は第三十六条第一項の規定による家賃の額から旧条例第十条から第十二条までの規定による家賃の額及び旧条例第二十四条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第十条から第十二条までの規定による家賃の額及び旧条例第二十四条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五

- 6 平成十年四月一日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
(埼玉県特別県営住宅条例の一部改正)
- 7 埼玉県特別県営住宅条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(埼玉県特別県営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 附則第二項から第六項までの規定は、特別県営住宅について準用する。
附 則(平成十年十二月二十五日条例第六十三号)
この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則(平成十一年三月十六日条例第二十六号)
この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則(平成十一年十月十九日条例第五十三号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成十二年三月二十四日条例第五号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成十二年三月二十四日条例第八号抄)
- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則(平成十二年六月三十日条例第五十八号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成十二年十月二十日条例第七十二号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成十三年一月五日条例第一号)
この条例は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則(平成十四年三月二十九日条例第三十五号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成十五年三月三十一日条例第六十二号)
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則(平成十六年三月二十六日条例第十九号)
この条例は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則(平成十七年三月二十九日条例第六十五号)
- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次項の規定 公布の日
二 目次の改正規定中「第十六条」を「第十六条の二」に改める部分、第六条第一項の改正規定、
第十一条の改正規定及び第二章中第十六条の次に一条を加える改正規定 平成十七年七月一日
- 2 改正後の埼玉県県営住宅条例(以下「新条例」という。)第五十五条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第五十五条、第五十六条及び第五十七条第一項の規定の例により行うことができる。
附 則(平成十七年十二月二十六日条例第一百十二号)
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項、第六条、第七条第二項並びに第十一条第一項第四号イ及びロの改正規定並びに第十二条第二項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(平成十九年三月十三日条例第二十二号)
- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定、第十三条第二項の改正規定(同項後段に係る部分に限る。)、同項の次に四項を加える改正規定(第三

項に係る部分に限る。)、第十五条から第十六条の二までの改正規定(第十五条、第十六条及び第十六条の二第一項第三号イに係る部分に限る。)、第二十条第一項の改正規定(第二十九条の二第二項に係る部分に限る。)、第二十九条の次に一条を加える改正規定(第二十九条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。))及び第四十三条第四項の改正規定(第四号に係る部分に限る。))は平成二十年四月一日から、目次の改正規定及び第五条第五号の改正規定(「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改める部分に限る。))は公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から第六条第一項第一号の改正規定、第十三条第二項の改正規定(同項後段に係る部分に限る。)、同項の次に四項を加える改正規定(第三項に係る部分に限る。))及び第十五条から第十六条の二までの改正規定(第十五条、第十六条及び第十六条の二第一項第三号イに係る部分に限る。))の施行の日までの間におけるこの条例による改正後の埼玉県県営住宅条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第三号	配偶者	配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第七号及び第三十四条第二項において同じ。)
第十六条の二第一項	十年(第三号イに該当する場合にあつては、二年)	十年
	以下この条(この項第三号イを除く。)	以下この条
第十六条の二第三項	十年(第一項第三号イに該当する場合にあつては、二年)	十年
第十六条の二第四項	第二十九条の二第六項(第三十五条第二項、第四十条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。)	第三十五条第二項、第四十条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する第二十九条の二第六項
第二十条第一項	同項の承認に同条第二項後段若しくは第十六条の二第一項の規定により有効期間(同条第三項(第十三条第三項において準用する場合を含む。))	第十六条の二第一項の規定により有効期間(同条第三項
	付されている場合又は第十六条第二項の承認に同条第三項において準用する第十三条第二項後段若しくは第十六条第五項の規定により有効期間(同条第四項又は第六項において準用する第十六条の二第三項の規定により当該有効期間を延長したときは、延長後の有効期間)が付されている場合	付されている場合
	第二十九条の二第五項(第三十五条第二項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。)	第三十五条第二項又は第四十三条第五項において準用する第二十九条の二第五項

第三十九条第一項	第十六条の二第五項（第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第七項（第三十五条第二項、次条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。）	第十六条の二第五項並びに第三十五条第二項、次条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する第二十九条の二第七項
第四十三条第一項	第十六条第二項	第十六条第一項
第四十三条第四項第三号	第十五条第二項	第十五条
第六十条	第十三条（第三項を除く。）、第十四条、第十五条（第四項を除く。）、第十六条第一項、第二項及び第五項	第十三条、第十四条、第十五条、第十六条
	第二十九条の二第一項、第二項及び第五項	第二十九条の二第五項
	第十六条の二第五項（第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第七項（第三十五条第二項、第四十条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する場合を含む。）	第十六条の二第五項並びに第三十五条第二項、第四十条第二項、第四十条の二第三項及び第四十三条第五項において準用する第二十九条の二第七項

附 則（平成十九年十月十九日条例第五十九号）

この条例は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十年四月一日（中略）から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第二十五号）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第一項第一号イの規定の適用については、この条例の施行の日前に五十六歳以上である者（この条例の施行の日において六十歳以上である者を除く。）は、同号イに該当する者とみなす。

附 則（平成二十四年十二月二十五日条例第七十二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 入居者が平成十八年四月一日前に五十歳以上である者（この条例の施行の日において六十歳以上である者を除く。）であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満の者又は同月一日前に五十歳以上である者（この条例の施行の日において六十歳以上である者を除く。）は、改正後の第六条第一項第二号イ(2)に該当する者とみなす。

附 則（平成二十五年五月二十一日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十四日条例第五十六号）

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則（平成二十六年七月十五日条例第四十一号）

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十九日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十月十七日条例第三十一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における改正後の第十七条第三項の規定の適用については、同項中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。

附 則（令和元年十二月二十四日条例第二十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の埼玉県営住宅条例（第二十一条から第二十三条まで、第三十条、第三十九条、第四十三条第三項及び第五十条を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の埼玉県営住宅条例第十三条第二項の規定により有効期間を付して承認された入居申込者が連帯保証人の連署した請け書を提出し、承認を受けた場合又は同条例第十四条第一項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けた場合は、これらの連帯保証人は承認を受けた日の属する月の近傍同種の住宅の家賃の額の六月分又は五十万円のいずれか低い金額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負うものとする。
 - 4 改正後の埼玉県特定公共賃貸住宅条例第十条及び第十二条の規定は、施行日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

（埼玉県特別県営住宅条例の一部改正）

- 5 埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）